

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

に公共建築物、公共土木施設ごとに共通する方針を、また、以降に施設類型ごとの重点的に取り組む方針及び施設特性を踏まえた方針を示す。

施設数等のデータは平成26年3月31日現在

共通方針

1 公共建築物

ア 点検・診断等

- ・法定点検は従来どおり確実に実施しつつ、法定点検の対象から外れている施設についても合理的な点検ルールを確立し実践する。
- ・個別施設計画の策定等に活用するために点検・診断の結果をデータベースに蓄積する。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・施設特性に応じた管理水準を設定するとともに、実現性ある個別施設計画を策定し、トータルコストの縮減や財政負担の平準化を図る。
- ・施設を更新する際は付加価値をつけることに努める。
- ・更新等における省エネルギー化を推進する。
- ・指定管理者制度導入施設における指定管理者が行う長寿命化に影響する日常的なメンテナンスについて、施設所管課は着実な実施が図られるよう指導する。

ウ 安全確保

- ・点検等により高度の危険性が認められた場合の緊急対応ルールを確立し実践する。
- ・供用を廃止した施設について速やかに撤去の必要性を検討する。

エ 耐震化

- ・災害時拠点施設としての機能確保を含めた対策を推進する。

オ 長寿命化

- ・重要度が高く、劣化進行を予測でき、コスト縮減が期待される施設については、予防保全型維持管理の導入を検討する。
- ・長寿命化を図る施設を絞り込み、施設特性に応じた目標使用年数を定めて適切な時期に大規模改修等を実施する。なお、長寿命化を図った

施設は、少なくとも目標使用年数の間、使用することを原則とする。

カ 統合や廃止

- ・改修・更新等のタイミングで、行政が提供すべきサービス・機能の検証を行い、その結果に基づき必要に応じて廃止、転用、集約化、市町村への移譲等を検討する。

2 公共土木施設

ア 点検・診断等

- ・施設特性、リスクを考慮した合理的な点検方法を構築する。
- ・個別施設計画の策定等に活用するために点検・診断の結果をデータベースに蓄積する。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・施設特性に応じた管理水準を設定するとともに、実現性ある個別施設計画を策定し、トータルコストの縮減や財政負担の平準化を図る。
- ・（個別施策計画策定済みの施設）
策定済みの個別施設計画に基づいて、確実に修繕等を実施する。

ウ 安全確保

- ・点検等により高度の危険性が認められた場合の緊急対応ルールを確立し実践する。

エ 耐震化

- ・老朽化対策との同時施工など効率的・効果的な対策を推進する。なお、基準不適合の施設については、第三者被害等のリスクを考慮し、峻別して対応する。

オ 長寿命化

- ・重要度が高く、劣化進行を予測でき、コスト縮減が期待される施設については、予防保全型維持管理の導入を検討する。

カ 統合や廃止

-

個別施設計画（長寿命化計画）の策定について

本計画における実施方針等を踏まえ、施設類型ごとに予防保全型維持管理の考え方を前提とした実現性のある個別施設計画を策定するものとする。

ただし、本計画所管課と協議の上、次の取り扱いも可能とする。

- 1 施設類型内に施設所管部局が複数ある場合、施設特性等の理由から部局単位で個別施設計画を策定すること
- 2 各部局が所管する施設数や規模等により、複数の個別施設計画をまとめて一つの個別施設計画として策定すること
- 3 計画対象除外施設

府省の計画対象除外施設の考え方を踏まえた、次の から までの施設については、個別施設計画（長寿命化計画）の対象から除くことができるものとする。

主たる構成部が精密機械・消耗部材である施設（システム関連施設等）

施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減効果が限定的であり、経済性・効率性に鑑みて、事後保全により対応する方が効果的な施設

廃止が予定されている施設

経年的な損傷以外の損傷によって健全性が左右される施設

- ・ 劣化や疲労等の経年的な損傷に比して、降雨・地震等の災害や人的な事故等の短期間で発生する事象に起因する損傷によってその健全性が左右される施設については、巡視や被災後の点検等により状態を把握し、適切に機能回復を図ることを基本として管理する。

なお、既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画に代えることができるものとする。

公共建築物

1 県民利用施設

(1) 文化・社会教育系施設

文化施設
施設概要
文化施設として1施設、4棟、延床面積2.0万㎡を所有 県民文化ホール
現状・課題
すべての建築物が築後30年以上を経過している。 指定管理者制度を導入している。
管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）
共通方針のとおり

<p>社会教育施設</p>
<p>施設概要</p> <p>社会教育施設として 13 施設、73 棟、延床面積 7.0 万㎡を所有 リニア見学センター、図書館、文学館、美術館、考古博物館、博物館、科学館、山梨ことぶき勸学院、八ヶ岳少年自然の家、愛宕山少年自然の家、なかとみ青少年自然の里、ゆずりはら青少年自然の里、埋蔵文化財センター峡北収蔵庫遺跡まなび館</p>
<p>現状・課題</p> <p>約 4 割の建築物が築後 30 年以上を経過しており、10 年後にはその比率が約 6 割にまで増加するなど、老朽化が進んでいる。</p> <p>今後（50 年間）の更新費等の見込額が比較的大きいため、コストの縮減や財政負担の平準化への取り組みが重要となる（約 430 億円）。</p> <p>9 施設で指定管理者制度を導入している（リニア見学センター、図書館、文学館、美術館、科学館、八ヶ岳少年自然の家、愛宕山少年自然の家、なかとみ青少年自然の里、ゆずりはら青少年自然の里）。</p> <p>なかとみ青少年自然の里は、平成 28 年 3 月に廃止予定となっている。</p>
<p>管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）</p>
<p>カ 統合や廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なかとみ青少年自然の里については、平成 28 年 3 月に廃止となっているため、廃止後の施設の方向性について、移譲、撤去等を含め検討する。

(2) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設
施設概要
スポーツ施設として5施設、36棟、延床面積0.9万㎡を所有 射撃場、八ヶ岳スケートセンター、本栖湖青少年スポーツセンター、飯田野球場
現状・課題
約9割の建築物が築後30年以上を経過し、このうち、約4割が築後40年以上経過しており、老朽化が進んでいる。 本栖湖青少年スポーツセンターは休止施設となっている。 3施設で指定管理者制度を導入している（八代射撃場、八ヶ岳スケートセンター、飯田野球場）。
管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）
カ 統合や廃止 <ul style="list-style-type: none">・ 本栖湖青少年スポーツセンターについては、平成28年4月に富士河口湖町に移譲予定である。・ 八ヶ岳スケートセンターについては、目標利用者数の達成状況等を踏まえ、将来のあり方について検討する。

レクリエーション施設	
施設概要	レクリエーション施設として1施設、9棟、延床面積0.8万㎡を所有 青少年センター
現状・課題	<p>約6割の建築物が築後40年以上を経過している。また、10年後にはすべての建築物が築後30年以上を経過するなど、老朽化が進んでいる。</p> <p>指定管理者制度を導入している。</p> <p>利用率が低い。</p> <p>(過去3年間(平成23年度~25年度)、稼働率が5割を下回っている。)</p>
管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)	
カ 統合や廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政として提供すべきサービス・機能について、施設の役割、県民の福祉、利用率等を勘案しながら検証を行い、将来のあり方について検討する。

(3) 産業振興系施設

産業振興施設	
施設概要	
産業振興施設として1施設、8棟、延床面積1.0万㎡を所有 アイメッセ山梨	
現状・課題	
<p>築後20年以上を経過している。 指定管理者制度を導入している。 過去3年間(平成23年度～25年度)の利用率(全面利用換算)は、5割を下回っているが、上昇傾向にある。 全面利用換算：全営業日で、ホール全面を利用した場合を100%とし、一部利用の場合は、利用割合に応じて利用率を減算するもので、稼働日をベースとした稼働率とは異なる。 リニア中央新幹線の開通に備え、リニア新駅周辺施設となるため、利活用方法等を検討する。</p>	
管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)	
イ	維持管理・修繕・更新
	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画上、災害発生時には物資の集積・運搬に係る唯一の物流拠点として利用されることとなっている。また、リニア新駅周辺施設であり、県内唯一の大規模産業展示施設としてリニア中央新幹線供用開始時には、利用の増加が見込まれる。このため、将来を見据えた個別施設計画を策定し、計画的な施設管理を行う必要がある。
カ	統合や廃止
	<ul style="list-style-type: none"> リニア新駅周辺施設として、最大限の活用が図られるよう、多機能化など利用率の向上に努めることとする一方で、利用率を勘案しながら、行政として提供すべきサービス・機能の検証を行い、将来のあり方について検討する。

職業能力開発施設
施設概要 職業能力開発施設として7施設、55棟、延床面積2.1万㎡を所有 中小企業人材開発センター、就業支援センター、峡南高等技術専門学校、産業技術短期大学校（塩山キャンパスの3施設、都留キャンパス）
現状・課題 約4割の建築物が築後40年以上を経過している。また、10年後には約6割の建築物が築後30年以上を経過するなど、老朽化が進んでいる。 第9次山梨県職業能力開発計画（平成23年度～平成27年度）の方針に沿って、施設整備や訓練内容の見直しなど、職業能力開発施設の再編整備を進めている。 1施設で指定管理者制度を導入している（中小企業人材開発センター）。 利用率が低い施設がある（中小企業人材開発センター）。 （過去3年間（平成23年度～25年度）、稼働率が5割を下回っている。）
管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）
カ 統合や廃止 ・ 利用率が低い施設については、行政として提供すべきサービス・機能や立地等を利用率も勘案しながら検証を行い、将来のあり方について検討する。

観光施設
施設概要 <p>観光施設として 20 施設、52 棟、延床面積 1.1 万㎡を所有 (観光部) 富士川観光センター、広河原休憩舎、富士山救護所、富士ビジターセンター、東海自然歩道、北岳公衆トイレ、三ツ峠登山口トイレ、東海自然歩道佐野トイレ、富士北麓駐車場、北岳山荘、富士山安全指導センター 等 (農政部) フラワーセンター、まきば公園、富士湧水の里水族館</p>
現状・課題 <p>約 2 割の建築物が築後 30 年以上を経過している。 6 施設で指定管理者制度を導入している(富士川観光センター、富士ビジターセンター、富士北麓駐車場、フラワーセンター、まきば公園、富士湧水の里水族館)。 富士山関連施設については、富士山の噴火に備えた防災対策を推進する必要がある。</p>
管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)
共通方針のとおり

(4) 学校教育系施設

高等学校
施設概要 高等学校として 30 施設、896 棟、延床面積 47.5 万㎡を所有
現状・課題 約 5 割の建築物が築後 30 年以上を経過し、このうち、約 2 割の建築物が築後 40 年以上を経過している。また、10 年後には築後 30 年以上経過の比率が約 8 割に増加するなど、老朽化が進んでいる。 今後（50 年間）の更新費等の見込額が最も大きいため、コストの縮減や財政負担の平準化への取り組みが重要となる（約 2,360 億円、全体の約 3 割）。 施設の経年劣化が進行しており、様々な不具合が生じているが、限られた予算の中で対症療法的な修繕を行っており、計画的な対応がなされていない。 今後、年少人口の減少が予想される中、社会ニーズの変化に対応した施設規模に見直しを図っていく必要がある。
管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）
ア 点検・診断等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者（各学校）の日常点検について、適切に実施できるような方策を検討する。
イ 維持管理・修繕・更新等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省の「学校施設の長寿命化改修の手引」などを参考に、個別施設計画を策定する。
エ 耐震化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常電源、水等のライフライン機能の有無や、窓ガラスの飛散防止対策の必要性の有無について把握し、総合的な耐震対策を検討する。
オ 長寿命化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省の「学校施設の長寿命化改修の手引」などを参考に、個別施設計画を策定する。
カ 統合や廃止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ごとの対象年齢人口の将来推計及び「県立高等学校整備基本構想」を踏まえて、高校の地理的状況、交通事情、生徒の通学状況等に配慮しつつ集約化等の再編整備を引き続き検討する。

特別支援学校
施設概要 特別支援学校として 11 施設、179 棟、延床面積 7.7 万㎡を所有
現状・課題 約 6 割の建築物が築後 30 年以上を経過しており、10 年後にはその比率が約 7 割にまで増加するなど、老朽化が進んでいる。 今後（50 年間）の更新費等の見込額が比較的大きいため、コストの縮減や財政負担の平準化への取り組みが重要となる（約 330 億円）。
管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）
ア 点検・診断等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者（各学校）の日常点検について、適切に実施できるような方策を検討する。
イ 維持管理・修繕・更新等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省の「学校施設の長寿命化改修の手引」などを参考に、個別施設計画を策定する。 ・ 「特別支援教育推進プラン」に基づき検討を行う。
エ 耐震化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常電源、水等のライフライン機能の有無や、窓ガラスの飛散防止対策の必要性の有無について把握し、総合的な耐震対策を検討する。
オ 長寿命化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省の「学校施設の長寿命化改修の手引」などを参考に、個別施設計画を策定する。 ・ 「特別支援教育推進プラン」に基づき検討を行う。

その他の学校
施設概要
その他の学校として 2 施設、32 棟、延床面積 1.2 万㎡を所有 宝石美術専門学校、農業大学校
現状・課題
農業大学校の約 7 割の建築物が築後 30 年以上を経過し、このうち、約 5 割が 築後 40 年以上を経過しており、老朽化が進んでいる。
管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）
共通方針のとおり

その他教育施設	
施設概要	その他教育施設として2施設、12棟、延床面積0.8万㎡を所有 総合教育センター、葦崎こすもす教室
現状・課題	約8割の建築物が築後40年以上を経過している。また、10年後には築後30年以上経過の比率が約9割になるなど、老朽化が進んでいる。
管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）	
	共通方針のとおり

(5) 保健福祉系施設

高齡者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設
<p>施設概要</p> <p>高齡者福祉施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設、4棟、延床面積 0.2 万㎡を所有 ・ 青い鳥老人ホーム <p>障害者福祉施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9施設、76棟、延床面積 3.9 万㎡を所有 ・ 青い鳥成人寮、あゆみの家、梨の実寮、あさひワークホーム、あけぼの医療福祉センター、あけぼの医療福祉センター成人寮、育精福祉センター、育精福祉センター成人寮、富士ふれあいセンター <p>児童福祉施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設、9棟、延床面積 0.3 万㎡を所有 ・ 甲陽学園
<p>現状・課題</p> <p>約 4 割の建築物が築後 30 年以上を経過しており、10 年後にはその比率が約 5 割にまで増加するなど、老朽化が進んでいる。</p> <p>障害者支援施設は、入所者の障害特性に応じ、適切な配置・構造を備える必要がある。梨の実寮（築後 36 年）及びあさひワークホーム（築後 32 年）は、老朽化が進むとともに、入所者の高齢化・重度化等に対応するバリアフリー化や居室の個室化が課題となっている。</p> <p>また、育精福祉センター及び育精福祉センター成人寮は、築後 15 年の経過であるが、入所者の年齢構成や性別、障害特性等に対応した受入れが課題となっている。</p> <p>7 施設で指定管理者制度を導入している（青い鳥老人ホーム、青い鳥成人寮、あゆみの家、梨の実寮、あさひワークホーム、あけぼの医療福祉センター成人寮、育精福祉センター成人寮）。</p>
<p>管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）</p> <p>オ 長寿命化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省の「インフラ長寿命化計画」などを参考に個別施設計画を策定する。 <p>カ 統合や廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青い鳥老人ホーム、青い鳥成人寮、あゆみの家、梨の実寮、あさひワークホーム、あけぼの医療福祉センター成人寮、育精福祉センター、育精福祉センター成人寮は、民営化など施設運営の方向性を検討する。

(6) 公営住宅等

公営住宅等
施設概要
公営住宅等として 91 団地、792 棟 (7,731 戸)、延床面積 50.8 万㎡を所有 公営住宅、特定公共賃貸住宅、準特定優良賃貸住宅
現状・課題
約 5 割の建築物が築後 30 年以上を経過しており、10 年後にはその比率が約 8 割にまで増加するなど、老朽化が進んでいる。 今後 (50 年間) の更新費等の見込額が大きいため、コストの縮減や財政負担の平準化への取り組みが重要となる (約 900 億円、全体の約 1 割)。 特定公共賃貸住宅、準特定優良賃貸住宅に指定管理者制度を導入し、公営住宅に管理代行制度を導入している。 「山梨県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、定期点検の結果を勘案しながら、定期的な修繕により建物を長寿命化して使用することとしているが、今後はこれに加え、更新時期を経過した大量の住宅ストックに対しての建替えや大規模改善等の再整備が必要となることから、それに係る費用の増大が懸念される。 今後、人口、世帯数共に減少が予測されていることから、供給規模の見直しを随時行うなど、社会ニーズに応じた適切かつ柔軟な対応をしていく必要がある。
個別施設計画 (長寿命化計画) の策定状況
「公営住宅等長寿命化計画」(計画期間平成 21 年度～平成 32 年度)を平成 23 年 3 月に策定している。

管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）

ア 点検・診断等

- ・ 法定点検は従来どおり確実に実施するとともに、法定点検の対象から外れている施設については、状況に応じた適切な修繕等の対応を随時行うことにより合理的に維持、保全を図る。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・ 「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、定期点検の結果を勘案しながら、引き続き定期的な修繕による長寿命化を推進する。
- ・ 今後、更に更新・改修に係るコスト縮減に向けた手法を検討する。

ウ 安全確保

- ・ 緊急時の対応については、県と管理代行・指定管理者の連絡を、迅速かつ的確に行うこととしており、引き続き入居者の安全確保を図る。

オ 長寿命化

- ・ 良好な居住環境での住宅供給を図るため「山梨県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存ストックの有効活用も含めた適切な事業執行に努める。

カ 統合や廃止

- ・ 将来の世帯数の減少を踏まえた住宅ストックの縮小も視野に入れて検討する。
- ・ また、昭和 30～40 年代建築の団地のうち、敷地狭小等の条件が悪いものについては、入居者がいなくなり次第、用途廃止とする。

(7) その他県民利用施設

その他県民利用施設	
施設概要	その他県民利用施設として8施設、40棟、延床面積1.5万㎡を所有 男女共同参画推進センター（びゅあ総合・びゅあ富士・びゅあ峡南）、消防学校、防災安全センター、愛宕山こどもの国、八ヶ岳自然ふれあいセンター、国際交流センター
現状・課題	約7割の建築物が築後30年以上を経過しており、10年後にはその比率が約8割にまで増加するなど、老朽化が進んでいる。 消防学校については、平成26年度に建物を新築し、旧本館等は平成27年度中に撤去する。 消防学校を除く7施設で指定管理者制度を導入している。
管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）	
	共通方針のとおり

2 行政施設

(1) 行政系施設

庁舎等
施設概要
庁舎等として 33 施設、132 棟、延床面積 12.6 万㎡を所有 県庁舎、議事堂、県民会館、北巨摩合同庁舎、東山梨合同庁舎、西八代合同庁舎、南巨摩合同庁舎、南都留合同庁舎、東八代合同庁舎、職員研修所、中北保健福祉事務所、富士吉田合同庁舎、身延合同庁舎、県民生活センター、福祉プラザ等
現状・課題
合同庁舎・単独事務所については、約 6 割が築後 30 年以上を経過し、このうち、約 4 割が築後 40 年以上を経過しており、老朽化が進んでいる。 県庁舎のうち、別館は平成 26 年度に改修を行い、防災新館は平成 25 年度に新築されたばかりである。また、県庁舎西別館及び県民会館については、平成 27 度中に撤去するなど計画的に整備を行っている。 合同庁舎・単独事務所については、今後（50 年間）の更新費等の見込額が比較的大きいため、コストの縮減や財政負担の平準化への取り組みが重要となる（約 400 億円）。 法定点検に合わせて、「建築物点検票」及び「施設点検票」により目視等で点検を実施しているが、専門知識がないため施設の実態を十分に把握できていない。
管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）
共通方針のとおり

<p>検査研究施設</p>
<p>施設概要</p> <p>検査研究施設として 38 施設、343 棟、延床面積 8.9 万㎡を所有</p> <p>衛生環境施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛生環境研究所、食肉衛生検査所、観測井、地下水位観測所 <p>林業施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林総合研究所、富士吉田試験園、八ヶ岳特用薬用植物園、南部林木育種園 切久保採種園、南部林木育種園八木沢採種園 <p>商工業施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 工業技術センター、ワインセンター、富士工業技術センター <p>農水産業施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 東部家畜保健衛生所、水産技術センター、果樹試験場、畜産試験場、酪農試験場、総合農業技術センター、八ヶ岳牧場等 <p>その他施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 富士山科学研究所
<p>現状・課題</p> <p>約 5 割の建築物が築後 30 年以上を経過し、このうち、約 2 割が築後 40 年以上を経過している。また、10 年後には築後 30 年以上経過の比率が約 6 割にまで増加するなど、老朽化が進んでいる。</p> <p>今後（50 年間）の更新費等の見込額が比較的大きいため、コストの縮減や財政負担の平準化への取り組みが重要となる（約 580 億円）。また、建築物の多い農水産業施設の見込額が検査研究施設の約 6 割を占めている（約 340 億円）。</p>
<p>管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）</p> <p>共通方針のとおり</p>

防災施設
施設概要
<p>防災施設として 15 施設、16 棟、延床面積 0.1 万㎡を所有 水防倉庫（葦崎、石和、都留、大月）、防災行政無線（身延山中継局、三ツ峠中継局、南都留地方局、北都留地方局、鶴峠中継局）、林野火災資材倉庫、防災備蓄倉庫（北巨摩合同庁舎、東山梨合同庁舎、南巨摩合同庁舎、南都留合同庁舎）、広域医療搬送拠点臨時医療施設</p>
現状・課題
<p>約 6 割の建築物が築後 30 年以上を経過している。</p>
管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）
<p>イ 維持管理・修繕・更新等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災施設については、規模が小さな建築物が多いため、「庁舎等」の個別施設計画に含めて管理することを検討する。

(2) 警察施設

警察施設
施設概要
警察施設として 253 施設、773 棟、延床面積 10.6 万㎡を所有 警察署庁舎・分庁舎（29 施設）、交番（19 施設）、駐在所（127 施設）、待機宿舎等（78 施設）
現状・課題
約 4 割の建築物が築後 30 年以上を経過しており、10 年後にはその比率が約 6 割にまで増加する。特に、警察署庁舎・分庁舎は、約 5 割が築後 30 年以上を経過し、10 年後には約 7 割にまで増加し、待機宿舎等は、約 6 割が築後 30 年以上を経過し、10 年後には約 8 割にまで増加するなど、老朽化が進んでいる。 警察施設は施設数が最も多く全体の約 35%を占め、今後（50 年間）の更新費等の見込額についても、全体の約 1 割近くを占めるため、コストの縮減や財政負担の平準化への取り組みが重要となる（約 680 億円）。 経過年数等を考慮した建替計画を作成しているが、施設数が多い駐在所等で、建替時期を迎えても同時期に相当数の施設が対象になるため、限られた予算の中での対応が困難な状況である。
管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）
カ 統合や廃止 <ul style="list-style-type: none">社会情勢を踏まえて、所管している面積、人口、犯罪等の発生状況などを勘案して再配置を検討する。なお、防犯や災害発生時等における危機管理上の重要拠点施設であるため、施設機能を十分に確保できるよう計画的に対策を講じる。

3 その他の施設

(1) その他の施設

職員宿舎、その他の施設
施設概要
その他施設として 42 施設、194 棟、延床面積 5.1 万㎡を所有 職員宿舎 ・ 15 施設、65 棟、延床面積 2.1 万㎡を所有 ・ 東京事務所職員合同宿舎、東京事務所職員宿舎、音羽職員宿舎、富士吉田職員宿舎、職員宿舎メイプル飯田、宮前職員宿舎、育精福祉センター職員宿舎、あけぼの医療福祉センター職員宿舎、県職員旭宿舎、教職員住宅（6 施設） その他の施設 ・ 27 施設、129 棟、延床面積 3.0 万㎡を所有 ・ 旧宝合同庁舎、旧中央児童相談所職員宿舎、旧工業技術センター、旧峡北高校、旧小笠原保健所、旧広瀬・琴川ダム事務所、小淵沢緑化園、大泉緑化園、日野春緑化園、緑化センター、旧知事及び部長宿舎、郡内地域産業振興センター等
現状・課題
職員宿舎について、約 5 割の建築物が築後 30 年以上を経過しており、10 年後にはその比率が約 7 割にまで増加する。また、その他施設については、約 9 割の公共建築物が築後 30 年以上を経過しており、10 年後にはほぼすべての建築物が築後 30 年以上を経過するなど、両施設類型とも老朽化が進んでいる。 職員宿舎のうち県職員宿舎については、老朽化が進行していた昭和に建築された宿舎を「県職員宿舎の廃止・縮小計画」に基づき、平成 25 年度までにすべて廃止済みである。教職員住宅については、「教職員住宅の今後の在り方に関する基本方針」に基づき、平成 29 年度までに昭和に建設された 2 住宅を廃止することとしている。 また、育精福祉センター職員宿舎及びあけぼの医療福祉センター職員宿舎は、平成 27 年度に廃止することとしている。 今後の人口動向を受けて見込まれる職員数の減少に対応した施設規模に見直しを図っていく必要がある。 その他施設には未利用となっている用途廃止（普通財産）した施設が多く存在している。

管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・ 策定済みの「宿舎改修計画」等を踏まえつつ、施設の状況に合わせた改修を実施する。

ウ 安全確保

- ・ 行政財産を用途廃止（普通財産）した未利用の施設は取り壊す。

カ 統合や廃止

- ・ 職員宿舎は、災害時の待機宿舎という機能を残しつつ、引き続き縮小の方向で検討する。

4 インフラ系施設

(1) 公共系施設

河川、ダム、砂防、下水道
施設概要
87施設、270棟、延床面積7.4万㎡を所有 河川 総合河川情報システム（治水課分）に係る建築物 ダム 76施設 ・ 広瀬ダム管理事務所、琴川ダム管理事務所、荒川ダム管理事務所、大門ダム管理事務所、塩川ダム管理事務所、深城ダム管理事務所、水位局等 砂防 総合河川情報システム（砂防課分）、富士山火山監視システムに係る建築物 下水道 8施設 ・ 富士北麓浄化センター、峡東浄化センター、釜無川浄化センター、桂川清流センター、4流域下水道関連ポンプ場
現状・課題
ダムにおける建築物については、約4割が築後30年以上を経過しており、10年後にはその比率が約6割に増加するなど、老朽化が進んでいる。 下水道における建築物については、約1割が築後30年以上を経過しており、10年後にはその比率が約5割に増加するなど、老朽化が進んでいる。 公共土木施設の個別施設計画（長寿命化計画）の内容に合わせ、建築物の長寿命化計画の内容を検討する必要がある。
管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）
共通方針のとおり

なお、公園の公共建築物（25施設、162棟、8.7万㎡）については、「公共土木施設 1 公共系施設（6）公園」に、治山の公共建築物（3施設、4棟）については、「公共土木施設 1 公共系施設（8）治山」に、恩賜県有財産施設の公共建築物（11施設、36棟、0.7万㎡）については、「公共土木施設 2 恩賜県有財産施設」に、また、企業会計施設の公共建築物（24施設、76棟、2.1万㎡）については、「公共土木施設 3 企業会計施設」に含む。

公共土木施設

1 公共系施設

(1) 道路

施設概要
<p>道路は、179 路線、延長 1,843km、橋梁 1,798 橋、トンネル 130 箇所を管理 その他、道路附属物（門型柱の道路標識・道路情報板）、横断歩道橋、シェ ッド、大型カルバートなどを管理 規模が大きい構造物は、橋梁での最長が信玄橋（516m）、トンネルでの最長 が雁坂トンネル（6,625m）</p>
個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
<p>「橋梁長寿命化実施計画」（計画期間 10 年間）を平成 22 年 3 月に策定済みで、 平成 27 年度に中期見直しを行う。トンネルについては、平成 26 年度に維持管理 計画を策定し、道路附属物、シェッド・大型カルバートについては平成 27 年度 中に維持管理計画を策定する。</p>
現状・課題
<p>建設後 50 年以上経過の施設は、橋梁では現在の 17.9%が 20 年後に 58.9%、ト ンネルでは現在の 19.2%が 20 年後に 49.2%と、今後急激に老朽化が進むことが 見込まれている。</p> <p>施設点検及び計画策定について、実施済み又は今後の予定が定まっていること から、これらを確実に推進する必要がある。</p> <p>各施設の長寿命化計画を統合すると、必要費用が予算を超過することが懸念さ れ、優先順位付けが必要になる。</p> <p>道路は公共土木施設全体に占める費用割合（約 5 割）が大きいことから、コス トの縮減や財政負担の平準化への取り組みが、特に重要である。</p>

管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）

ア 点検・診断等

- ・ 各施設の長寿命化計画や維持管理計画に基づき、定期的に点検を実施し、国や県の定める要領により診断を行う。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・ 各施設の長寿命化計画や維持管理計画に基づき、計画的な修繕・更新工事の実施を行う。
- ・ 当面は、構造物（橋梁、トンネル等）の老朽化対策を先行して実施する。

オ 長寿命化

- ・ 同上

カ 統合や廃止

- ・ 各施設において、更新のタイミングで必要性を検討する。

(2) 河川

施設概要
<p>河川は 610 河川、河川管理施設を 15 箇所（樋門・樋管 7 箇所、水門等 3 箇所、排水機場 2 箇所、浄化施設 1 箇所、堰 1 箇所、放水路 1 箇所）を管理 総合河川情報システムを管理</p>
個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
<p>樋門・樋管、水門、排水機場、堰の河川管理施設 13 箇所は個別施設ごとの長寿命化計画を策定済みである。計画に基づく長寿命化により、水門は 32 年から 56 年、ポンプは 32 年から 60 年に延命化を図ることとしている。</p> <p>13 施設のうち、国庫補助対象の 10 施設分をまとめて財政負担を平準化した「河川管理施設長寿命化計画」（計画期間 40 年）を平成 26 年 3 月に策定済みである。</p> <p>浄化施設については、国の通達で計画策定対象とされていることから、今後対応を検討する。</p> <p>河川堤防及び放水路は、今後、国の動向に応じて対応する予定である。</p>
現状・課題
<p>河川管理施設 13 箇所（樋門・樋管 7 箇所、水門等 3 箇所、排水機場 2 箇所、堰 1 箇所）のうち、設置後 40 年以上を経過している施設は、現状で約 23% であるが、20 年後には約 61% になることから、信頼性の低下と、機能回復に必要な整備・更新費用の増大が懸念される。</p> <p>定期的に点検を実施している。</p> <p>国補対象外の樋門、水門等の施設については、個別施設ごとの長寿命化計画の策定にとどまっていることから、施設の重要度等に応じ優先度を考慮しながら全体を統合した「河川管理施設長寿命化計画」に組み込むことで、実現性の高い計画にしていく必要がある。</p>

管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）

ア 点検・診断等

- ・ データベースシステムを構築し、台帳、点検結果、補修・整備等の履歴を蓄積、管理、活用できる仕組みを構築する。
- ・ 堤防の定期点検も今後実施する。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・ 樋門・樋管等の河川管理施設は長寿命化計画によりコスト縮減と財政負担の平準化を図る。
- ・ 15 の河川管理施設すべての個別の長寿命化計画を統合した「河川管理施設長寿命化計画」を策定する。
- ・ 他の河川管理施設と同様、河川堤防についても国等の動向を踏まえて今後の対応を検討する。

オ 長寿命化

- ・ 同上

(3) ダム

施設概要
ダム（広瀬ダム、荒川ダム、大門ダム、塩川ダム、深城ダム、琴川ダム）を管理
個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
「ダム長寿命化計画」（計画期間 50 年）を平成 26 年 3 月に策定し、今後 50 年間に於ける維持管理を想定している。
現状・課題
広瀬ダムは最も古く、供用開始から 40 年を経過し、荒川ダムは 30 年を経過、大門ダムは 29 年を経過している。 定期的に点検を実施している。 今後、老朽化が更に進むことになるが、長寿命化計画遂行に必要な予算確保が見通せていないことから、実現性確保に向けた取り組みが必要である。 また、各ダムの長寿命化計画は策定しているが、全ダムの財政負担を平準化した計画は策定していないため、実現性確保に向けた取り組みも必要である。
管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）
ア 点検・診断等 ・ ダムごとの点検整備基準に基づいて定期的に点検を実施する。
イ 維持管理・修繕・更新等 ・ ダム長寿命化計画に従い、適切な維持・管理、必要な修繕及び改良を実施していく。なお、将来的な予算確保の見通しを踏まえ、必要に応じて実現性を高めるため計画の見直しを行う。
オ 長寿命化 ・ ダムがもつ多機能的な機能を保全し、良好な状態で次代につなげていくため、持続可能な維持管理サイクルを確立し、ダム全体の長寿命化を推進する。

(4) 砂防

施設概要
砂防施設（砂防堰堤、床固工）2,056 基を管理 地すべり防止施設 33 箇所、急傾斜地崩壊防止施設 376 箇所を管理 土砂災害情報相互通報システム及び富士山火山監視システムを管理
個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
<p>砂防施設（砂防堰堤、床固工）については、平成 25 年に実施した緊急点検結果より、対策を検討する必要がある施設として抽出された砂防堰堤 75 基について、「砂防施設の長寿命化計画（案）」（計画期間 10 年間）を平成 27 年 3 月に策定済みである（改築 16 基、修繕 7 基、日常点検 34 基、経過観察 18 基）。</p> <p>平成 27 年度に作成する「山梨県砂防施設点検要領」に基づき施設点検を実施し、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設を含めた全砂防関係施設について、予防保全型の維持管理の導入を目指し、長寿命化計画を策定する予定である。</p>
現状・課題
<p>建設後 50 年以上経過の砂防施設は、現状で 15.2%であるが、20 年後には 57.8% になることから、今後急激に老朽化が進むことが見込まれる。</p> <p>年 2 回、土砂災害防止月間（6 月）と台風シーズン前（8 月）に定期的に点検を実施している。</p> <p>国の「砂防関係施設点検要領（案）」に基づき、「山梨県砂防施設点検要領」及び施設点検台帳を作成する必要がある。</p> <p>地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設に関するデータを整備する必要がある。</p> <p>地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の点検未実施の施設について、今後点検の実施を検討する必要がある。</p> <p>長寿命化計画を策定予定としている地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設については、計画策定を確実に推進する必要がある。</p>

管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）

ア 点検・診断等

- ・ 「山梨県砂防施設点検要領」を作成し点検方針を定め、未点検施設のうち優先度の高いところから点検を進める。
- ・ 点検履歴を効率的かつ機動的に活用するためのデータベースシステムを構築する。
- ・ 点検結果等を踏まえて、施設ごとの点検周期について検討を行う。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・ 点検履歴を効率的に整理・活用することで PDCA サイクルを実現し、施設維持費用の最適化を図る。
- ・ 地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設については、長寿命化計画を策定する。

ウ 安全確保

- ・ 点検履歴の整理を的確に行い、修繕のタイミングを逸しないための修繕計画を立案する。

エ 耐震化

- ・ 国の補助制度を活用した、一部の基準不適合施設の改築計画を立案し、施設の健全化に向けた整備方針を定める。

オ 長寿命化

- ・ 砂防施設すべての施設状況を踏まえ、予防保全型（戦略的維持管理）計画を定めて実施する。

カ 統合や廃止

- ・ 限界集落に象徴される、非定住化施設の砂防施設のあり方について検討を行う。

(5) 下水道

施設概要
4つの流域下水道事業（富士北麓、峡東、釜無川、桂川）を管理、終末処理場（下水処理場）4箇所、ポンプ場16箇所、管渠39幹線（222.2km）を管理
個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
<p>富士北麓、峡東、釜無川流域に係る終末処理場（下水処理場）3箇所、ポンプ場9箇所については、長寿命化計画を策定済みである（計画期間は5年間。計画時から5年以内に耐用年数を迎える施設のみを対象）。</p> <p>平成16年度に供用を開始した桂川流域については平成27年度に策定予定である。</p> <p>策定した計画に従い維持管理を行っており、予算状況、施設の重要度、劣化度等を考慮し優先度を決めて対応している。</p>
現状・課題
<p>供用開始が最も早い富士北麓流域（昭和61年度）は供用開始から28年が経過している。</p> <p>定期的に点検を実施している。</p> <p>機械・電気設備については、建築物や土木構造物に比べ耐用年数が短いため、早期に改修・更新等の経費が必要となる。</p> <p>管渠施設については、腐食性ガスにより劣化が進行している箇所があり、今後対策を検討する予定である。</p> <p>長寿命化計画については、終末処理場、ポンプ場ごとに策定済みあるいは策定予定としていることから、これらを確実に推進する必要がある。策定期間等は進捗の状況を考慮し必要に応じて見直しを検討する。</p> <p>施設管理量が多いため管理負担が大きく、一部に劣化が進行している箇所もあることから、今後も定期的な点検と計画に基づく取り組みを継続していく方法等を検討する必要がある。</p> <p>公共土木施設全体に占める費用割合（約2割）が大きいいため、コストの縮減や財政負担の平準化への取り組みが重要となる。</p>

管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）

ア 点検・診断等

- ・ 全施設に対して定期的に点検を実施する。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・ 富士北麓、峡東、釜無川流域については、長寿命化計画に基づいて修繕等を実施する。
- ・ 桂川流域については、長寿命化計画を策定する。

ウ 安全確保

- ・ 管渠施設の腐食性ガスにより劣化が進行している箇所について今後対策を検討する。

エ 耐震化

- ・ 流域単位で策定している耐震化計画に基づいて耐震化を進めていくとともに、次期計画を策定する。

オ 長寿命化

- ・ 維持管理・修繕・更新等と同様

(6) 公園

施設概要
<p>都市公園 15 箇所（93 棟）、森林公園等 16 箇所（69 棟）を管理 都市公園（県土整備部所管）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 芸術の森、舞鶴城、中央、釜無川スポーツ、曾根丘陵、小瀬スポーツ、富士北麓、緑が丘スポーツ（一部）、御勅使南、富士川クラフトパーク、笛吹川フルーツ、桂川ウェルネスパーク、丸の内、愛宕山広域、御勅使 <p>舞鶴城公園施設のうち甲府城跡鉄門については教育委員会が所管</p> <p>森林公園等（森林環境部所管）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 金川の森、県民の森、武田の杜、森林文化の森（釜無水源の森、八ヶ岳の森、瑞牆の森、乙女高原の森、稲山ケヤキの森、兜山の森、大菩薩の森、思親山の森、十谷の森、小金沢シオジの森、本栖の森、河口の森）、全国育樹祭記念広場
個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
<p>12 公園（舞鶴城、中央、曾根丘陵、小瀬スポーツ、富士北麓、緑が丘スポーツ（一部）、御勅使南、富士川クラフトパーク、笛吹川フルーツ、桂川ウェルネスパーク、丸ノ内、金川の森）については、「公園施設長寿命化計画」（計画期間 10 年）を平成 27 年 3 月に策定済みである。</p>
現状・課題
<p>建築物については、約 4 割が築 30 年以上を経過しており、10 年後には約 6 割に増加するなど、老朽化が進んでいる。</p> <p>12 施設で指定管理者制度を導入している。（芸術の森、曾根丘陵、小瀬スポーツ、富士北麓、緑が丘スポーツ（一部）、御勅使南、富士川クラフトパーク、笛吹川フルーツ、桂川ウェルネスパーク、県民の森、武田の杜、金川の森）。</p> <p>公園は、今後の維持費等の見込みが比較的大きいため、コストの縮減や財政負担の平準化への取り組みが重要となる（約 720 億円）。</p>

管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）

ア 点検・診断等

- ・ 都市公園では「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」「遊具の安全に関する基準」に基づいて定期的に点検を実施する。
- ・ 点検履歴を効率的に蓄積・管理するためのデータベースシステムを構築する。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・ 都市公園は、長寿命化計画に基づき修繕等を実施する。
- ・ 長寿命化計画が未策定の公園については、策定済みの公園と比べ、施設数が少なく費用負担の軽い小規模な公園が多いため、長寿命化計画策定については所管する部局ごとに検討する。

オ 長寿命化

- ・ 維持管理・修繕・更新等と同様

カ 統合や廃止

- ・ 森林公園の一部については、市に移譲することを検討する。

(7) 林道

施設概要
林道は、190 路線、延長 1,093km、橋梁 559 橋、トンネル 47 箇所を管理
個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
「県営林道橋梁・トンネル等保全計画」（計画期間平成 25 年度～30 年度）を平成 25 年 10 月に策定済みである。 県営林道には、一般車両も利用する「開放路線」と、林業用車両専用の「閉鎖路線」があり、保全計画では「開放路線」に重点を置いて計画を策定している。
現状・課題
建設後 50 年以上経過の施設は、橋梁で現在の 18.0%が 20 年後に 76.4%、トンネルで現在の 54.3%が 20 年後に 69.6%と、今後急激に老朽化が進むことが見込まれている。 県土整備部の点検要領を準用し、定期的に点検を実施している。 橋梁、トンネルは、今後、急激に老朽化が進むとともに、施設の劣化も顕在化しているため、策定済みの計画に基づく長寿命化等を確実に推進する必要がある。また、予算の状況等により計画の見直しを検討する必要がある。 林道は、今後の維持費等の見込みが比較的大きいため、コストの縮減や財政負担の平準化への取り組みが重要となる（約 440 億円）。
管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）
イ 維持管理・修繕・更新等 ・ 「県営林道橋梁・トンネル等保全計画」に基づき、平成 30 年度までに老朽化対策を重点的に実施する。 エ 耐震化 ・ 「山梨県県営林道橋梁・トンネル等保全計画」に基づき、落橋防止装置の設置等を進める。

(8) 治山

<p>施設概要</p>
<p>治山施設（治山ダム、流路工・護岸工）21,103 基、山腹工施設 5,497 箇所、地すべり防止施設 25 箇所、作業施設 4 棟を管理</p>
<p>個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況</p>
<p>治山施設・山腹工施設については、点検を実施した施設を対象にした「治山施設保全計画」（計画期間 3 年間）を平成 25 年 10 月に策定している。 地すべり防止施設については、計画を策定していない。</p>
<p>現状・課題</p>
<p>建設後 50 年以上経過の施設は、治山施設で現在の 21.2%が 20 年後に 55.6%、山腹工施設で現在の 10.5%が 20 年後に 53.7%と、今後急激に老朽化が進むことが見込まれている。</p> <p>治山施設・山腹工施設については、山地災害防止機能が確保された 461 集落に存する 2,342 施設に対して定期的に点検を実施している（その他の施設の点検は平成 28 年度計画策定予定）。</p> <p>地すべり防止施設についても構造物に対する点検は定期的実施している（全施設）。</p> <p>国は原則すべての治山施設、山腹工施設の点検を実施することとしているが、どこまでを管理していくかを含めて県独自の考え方を整理する必要がある。</p> <p>地すべり防止施設についても長寿命化計画等を策定する必要がある。</p>
<p>管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）</p>
<p>ア 点検・診断等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「山梨県治山施設緊急点検要領」、「地すべり防止施設機能保全の手引き」に基づいて、定期的に点検を実施する。 ・ 治山施設、山腹工施設は施設数が多く、どこまでを管理していくかを含めて、県独自の考え方を整理する。 <p>イ 維持管理・修繕・更新等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 治山施設、山腹工施設は「山梨県治山施設保全事業計画」に基づき、維持管理等を実施する。 ・ 地すべり防止施設について長寿命化計画を策定する。 <p>オ 長寿命化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理・修繕・更新等と同様

(9) 農業関連施設

施設概要
ため池 2 箇所、地すべり防止施設 8 箇所を管理
個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
ため池、地すべり防止施設ともに長寿命化計画を策定していない。
現状・課題
ため池の維持管理・修繕は負担金を財源として荒川沿岸用水利用組合で対応している。 ため池、地すべり防止施設ともに定期的に点検を実施している。 地すべり防止施設については長寿命化計画を策定する必要がある。
管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）
ア 点検・診断等 ・ 農林水産省が定めた点検診断方法に基づき点検・診断を行う。 イ 維持管理・修繕・更新等 ・ 地すべり防止施設については長寿命化計画を策定する。

(10) 交通安全施設

施設概要
信号機 1,786 基、大型標識 4,477 基、交通情報板 20 基、車両感知器 1,294 基を管理
個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
長寿命化計画は未策定である。
現状・課題
定期的に点検を実施している。 交通安全施設のうち、信号機については、全体の約 10%が設置から耐用年数である 19 年を経過しており、今後、大量に設置した時代のものが老朽化し、10 年後には老朽化施設が全体の 20%を超える状況となることを見込まれる。 道路改良や新設道路の供用等に伴う交通安全施設の設置時とは道路交通環境が変化し、必要性の低下した交通安全施設の移設・撤去の必要性が生じている。
管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）
ア 点検・診断等 ・ 信号機、交通情報関係施設については、専門的な知見を有する点検業者に業務委託し、年 2 回の定期点検を実施するほか、大型標識柱についても、平成 27 年度から 5 年間ですべてを一巡する形で業者による点検を実施するなど、真に実効性のある点検・診断を計画的に実施する。
イ 維持管理・修繕・更新等 ・ 交通安全施設はストック数が多いことから、点検結果に基づく修繕及び更新を効率的に実施することにより、コストの縮減や財政負担の平準化を図る。
カ 統合や廃止 ・ 交通安全施設の設置については、真に必要性・妥当性の高い場所を選定するとともに、既設の交通安全施設については、地域の実情や地元住民要望等を踏まえ、真に必要と認められる箇所への移設又は撤去を進める。

2 恩賜県有財産施設

(1) 林業施設

施設概要
森林作業道 64 路線、延長 66km、橋梁 1 橋(やまのかみど橋、橋長 30m)、造林小屋 10 棟を管理
個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
長寿命化計画は未策定である。
現状・課題
森林作業道は、使用時に点検を行い、必要に応じ補修を行っている。 橋梁については、「山梨県橋梁点検要領」に基づく定期点検を実施している。 造林小屋については、既に用途廃止している。
管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）
ア 点検・診断等 ・ 橋梁については、「山梨県橋梁点検要領」に基づいて、定期的に点検を実施する。
ウ 安全確保 ・ 森林作業道については、仮設物という位置付けであるため、安全性が確保されなくなった時点で供用廃止とする。
カ 統合や廃止 ・ 造林小屋については、既に用途廃止をした施設であり、今後順次撤去する。

(2) 保健休養施設

施設概要
清里の森(26棟、0.5万㎡)、八ヶ岳学校寮団地内道路を管理
個別施設計画(長寿命化計画)の策定状況
清里の森については、長寿命化計画にあたる再整備基本計画を策定し事業を実施中である。
現状・課題
八ヶ岳学校寮団地の施設は、未舗装道路のみである。 施設の管理は、県出資法人(株)清里の森管理公社が行っている。 清里の森の建物については、法令に基づく点検等を定期的実施している。
管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)
ア 点検・診断等 ・ 八ヶ岳学校寮団地の施設は、未舗装道路のみであり定期的に点検を実施し、必要に応じた維持管理を行っていく。 オ 長寿命化 ・ 清里の森については、必要に応じて再整備計画を見直し、施設の長寿命化に取り組む。

3 企業会計施設

(1) 発電施設

施設概要
水力発電施設（発電所 21 施設、ダム 2 箇所、調整池 1 箇所、取水口監視所 1 施設）、太陽光発電施設（発電所 3 施設）、31 棟、1.1 万㎡を管理
個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
長寿命化計画にあたる「水力発電施設長期改修計画」（計画期間 12 年間）について、毎年、翌年度以降の計画を見直し、更新している。
現状・課題
約 7 割の建築物が築後 30 年以上を経過しており、10 年後にはその比率が約 8 割にまで増加するなど、老朽化が進んでいる。 法令に基づく点検等を定期的に行っている。 長期改修計画により、コスト縮減、工事費の平準化及び予防保全を図り、計画的に修繕等を行っている。
管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）
ア 点検・診断等 ・ 企業局データベースシステムに点検履歴等を蓄積・管理していく。 イ 維持管理・修繕・更新等 ・ 毎年、長期改修計画を見直し、施設の長寿命化に取り組む。 ウ 安全確保 ・ 発電所の主要機器については必要な保護リレー（事故につながる異常状態を検知し、発電機器の停止や電気回路の遮断等を行う安全装置）が備わっており、今後も安全確保を確実に実践する。 エ 耐震化 ・ 平成 25 年度に耐震補強を完了しており、今後は取水施設の耐震照査を検討する。 オ 長寿命化 ・ 長期改修計画の見直しを行い、効率的に予防保全を実施する。

(2) 温泉施設

施設概要
温泉施設として6本の源泉、管路延長約12kmなどを管理
個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
長寿命化計画は未策定であるが、貯湯槽等の温泉供給施設の耐震性・安全性の向上に係るものとして「改良工事長期執行計画」（計画期間平成27年度～35年度）、送配湯管の耐久性向上に係るものとして「送配湯敷設替工事年次計画」（計画期間平成27年度～29年度）を平成26年10月に策定している。
現状・課題
<p>改良工事長期執行計画により、コスト縮減、工事費の平準化及び予防保全を図り、計画的に修繕等を行っている。</p> <p>送配湯敷設替工事年次計画により、老朽化した送配湯管（石綿管）を保温性と耐震性に優れた送配湯管（温泉・温水用断熱二重架橋ポリエチレン管）に敷設替えを行っており、平成26年度末現在、約9割が完了している。</p> <p>定期的に点検を実施している。</p> <p>温泉事業は、受益者が特定地域に限られていることから、地元市等への事業移管を検討している。</p>
管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）
<p>ア 点検・診断等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設特性、リスクを考慮した合理的な点検方法を構築する。 ・ 点検・診断の結果を蓄積し、予防保全の参考とする。 <p>イ 維持管理・修繕・更新等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改良工事長期執行計画等に基づき、維持管理・修繕を行うとともに、収益に応じた予防保全を行う。 <p>ウ 安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検等により高度の危険性が認められた場合は、給湯責任があることから迅速かつ短期間での復旧を基本とし、緊急修繕を行う。 <p>エ 耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、改良工事長期執行計画等に基づき、必要な改修を行っていく。 <p>オ 長寿命化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、改良工事長期執行計画等に基づき、収益に応じた予防保全を図り、給湯責任を果たしていく。 <p>カ 統合や廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者の意見を聴きながら、事業移管に関する協議を行っていく。

(3) その他施設

施設概要
その他施設として1施設、44棟、延床面積1.0万㎡を管理 丘の公園
個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
長寿命化計画は未策定であるが、損益勘定留保資金残高の推移を予測する中で、施設更新・改修計画を策定することとしている。
現状・課題
施設開業以来、29年が経過し、経年劣化が見受けられるものがある。 指定管理者制度を導入している。 定期的に点検を実施している。
管理に関する基本的な方針（共通方針以外の方針）
ア 点検・診断等 ・ 施設特性、リスクを考慮した合理的な点検方法を構築する。 ・ 点検・診断の結果をデータベースに蓄積する。 イ 維持管理・修繕・更新等 ・ 施設の更新は、当面は緊急性の高い修繕を実施することに留め、損益勘定留保資金残高の推移を予測する中で、施設更新・改修計画を策定する。 ウ 安全確保、工 耐震化、オ 長寿命化 ・ 維持管理・修繕・更新等と同様 カ 統合や廃止 ・ あり方検討委員会の提言等を踏まえ、指定管理者の経営状況や地域振興事業の改善状況を継続して検証し、更なる改善策について検討する。